

私たちを取り巻く“生きづらさ”を解きほぐす
～これまでの社会の“ふつう”を問い直すことから～

府立人研通信

大阪府立学校人権教育研究会

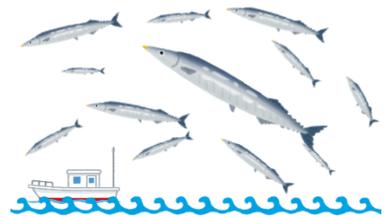
第5号

2024年10月29日発行

夏季セミナーのご報告

みなさん、いかがお過ごしでしょうか。府立人研通信第5号では、夏季セミナーのご報告をさせていただきます。今年度は600人近くのみなさんにご参加いただきました。猛暑の中、お越しいただき感謝申し上げます。

また次にお会いできるのを楽しみにしております。朝夕涼しくなりましたが、寒暖差で体調を崩されませんよう、どうか無理なさらずお過ごしください。



第1日 7月24日(水) 午前 全体会

学校における人間関係づくりと仲間づくり

講師：森 実さん（大阪教育大学 名誉教授）

はじめに、大阪府内の高校では不登校の生徒数が全国で群を抜いて多いということが提示され、私たちがその事実によどのように対応すべきかの指針を示唆していただいた。

これまでの同和教育が追求してきた「見つめる・語り合う・つながる」という方法論を示されたが、今その方法論が通用しづらくなってきている現実があると語られた。ここで講演のタイトルになっている「仲間づくり」と「人間関係づくり」へとトピックが移り、現代の子どもたちが置かれている社会状況、自尊感情・

自己肯定感のとらえ方、アサーション、レジリエンス等をキーワードに、現代を生きる子どもたちが対人関係をより良く築くための方法論を様々な側面からご提示いただいた。2時間では語りつくせないほどの濃密な内容であったが、私たちがどのようなものを根幹に据えて人権教育を行うべきか考えさせられるとともに、たくさんのヒントをいただく時間となった。



第1日 7月24日(水) 午後 分科会

第1セミナー（教材部会）

教材・授業づくりに必要な観点をみにつけよう
～自分の思いで自分のことばで語るために～

講師：杉本 美範さん

（舳松人権歴史館 学芸員）

杉本さんは、はじめに「子どもたちは差別がだめだということはわかっている」と言われ、続けて「自分にとって大切な問題となっていない、すなわち自分ごととして捉えられていない子どもたちに不合理だからという理由だけでは心に響かない。差別を撤廃する原動力は差別に対する“怒り”である」とおっしゃられた。そのためにマジョリティ側にいる人たちはさまざまな観



点から学び続けるしかないと言われた。その時に、差別を受けた経験がある人は自身の話をするのはしんどい、つらい。初めて会う人に本当はこの話をしたくないけれども、「でも語らなければ伝わらない」と熱心に語られた。その中で、差別をされてきた人たちの話を聞くだけの授業では、当事者の負担を強いるだけであると気づかされた。また、出会い学習をするときのポイントも教えていただいた。その中で、「学校側にはこんなことを話してほしいという思いもあるだろうが、語る側もいろんな思いをもち必ず伝えたいことがある」と、その思いを尊重することの大切さを語られた。

現在の部落差別についての実態もお話しいただいた。30年前の部落差別の構造と今の部落差別の構造は変わっていないということ、現れ方が違うということをつくさんの資料を提示して確認することができた。その中でも誰でも自由にコメントを投稿できてしまうネットにおける部落差別が大きな問題であることも再認識することができた。部落差別は過去の話ではないし、部落差別が起こる可能性がまったくないとは言い切れないこと、だからこそ部落差別を学ぶことの意義を確認することができた。

被差別の経験のある方をよく「当事者」と言うが、差別の当事者は本当に誰なのか。差別する側が差別の当事者であるとおっしゃられ、自分の認識を改める“どっぴり”と部落差別の問題に漬かった3時間であった。

第2セミナー (ケーススタディ部会)

不登校の背景からわたしたちが
“できること”を考える

講師：柿 慶子さん
(大阪教育大学 特任教授)

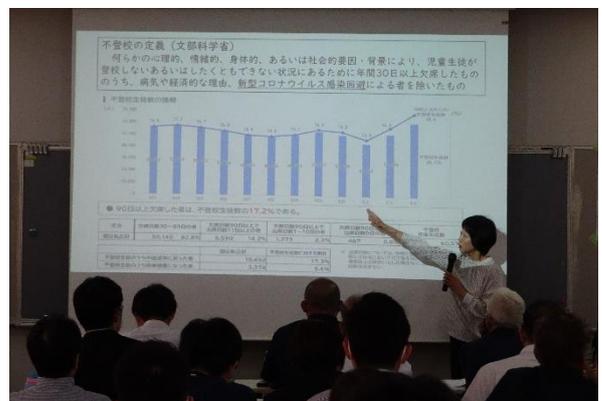
柿さんは、小学校教員として23年勤務され、その後大学院を経て、臨床心理士や公認心理師、府教育センタ

ーやキンダーカウンセラーを経験され、現職に就かれている。

2020年度以降、つまり新型コロナウイルス感染症の発生以降に不登校が急増したことを統計資料とともに実感している。ところが、具体的な不登校の背景や要因に関していえば、本当に児童生徒本人の「思い」に気づき、寄り添えているのだろうか、と疑問符が付く。

そのために必要となるのが、組織的かつ多角的なアセスメントの分析である。この結果、「本人の思いが置き去りにされている」ことが表面化してくるという提起があった。アセスメントができたなら次に支援をプランニングする。つまり、つまるどころ、「どのような支援が本人にマッチするのか」を組織的かつ多角的に考えることが最重要となる。

本講演では、さまざまなワークを行い、都度参加者が能動的に学習する機会が設けられた。総じて柿さんから投げかけられたのが、「実際に児童生徒の立場、校内の役職をワークを通して体験することで、実践に生かす気づきを得る、体感する」であったことは言うまでもなく、私たちがこの瞬間にも主体的に動きだすための原動力を得ることができた。



第3セミナー (進路保障部会)

ちがいを知る、そして、つながる
～神戸・生理・ステレオタイプ～

講師：池田 拓也さん
(灘中学校 灘高等学校 教諭)
高橋 真央さん
(甲南女子大学 教授)

灘高等学校と甲南女子大学で実施された「生理の授業」で起こった様々な「事象」について報告いただいた。前半は、池田さんより、高校、大学の現場でそれぞれ

どのような思いで授業、実践をされているのかについてご講演いただいた。若者と社会をつなぐ、考える生徒を育てるために、日々取り組まれている地域共同活動についてお話しいただいた。

その中で、灘高校で実施された「赤ちゃん先生」の授業実践の紹介があった。その授業では、命の大切さ(=人権)、育児の体験談、育休・産休等子育てを取り巻く社会の状況、母親(女性)の存在、子育てとキャリアの関わり等内容は多岐に渡る。また、それらは生徒が自分の将来像・生き方を探究することにもつながっているという。育児の体験談を聞く授業では、子育て中の夫婦に来校してもらい、子どものいる生活のリアルを話していただいた。「生理の授業」は、それらの流れの中で2021年から行われるようになったという。



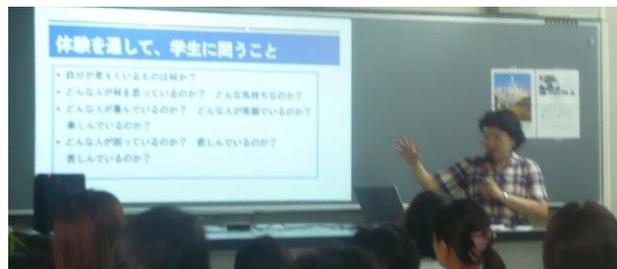
高橋さんより、未来を担う若者たちに必要な力について、葛藤を抱えながら日々の授業の中で学生に伝えている、「違う」からこそ語り合う、「知らない」「分からない」からこそ、声を出して尋ねることの必要さと大切さを訴えられた。

体験の積み重ねによって、「相手を尊重し合える関係性」が生まれる、「つながる社会」へと変化し、「誰一人取り残さない社会」へと発展していくのではないかと話された。

後半は、2022年から灘高等学校と甲南女子大学のコラボで実施されている「生理の授業」についてお話しいただいた。甲南女子大生が講師を勤め、生理用品を持参し、使用方法をレクチャーしたり、彼氏、彼女役で意見交換を交わしたりしたとのことだった。

この講演は、「男子校の性教育2.0」おたとしまさ著(中公新書ラクレ)の中で取り上げられた実践である。

特に、昨年度メディアに「生理の授業」が大きく取り上げられたことで、現場で何が起きていたのかというお話や、「地域とコラボする」こと、「想像力を働かせることとは何か」について考えが深まる機会となった。



校長部会

不登校生徒とその保護者の支援～学校としてのチーム支援のあり方を考える～

講師：伊藤 美奈子 さん

(奈良女子大学 教授)



伊藤さんは、高等学校で教諭として勤務をされていた当時、クラスに不登校の生徒がいたことがきっかけとなり、カウンセリングを知り現在に至る。ご自身の経験や実践をもとに、社会の変遷と相まって不登校がどのように認知されてきたかや、不登校生徒や保護者の心理を知ることによって、学校はどのように支援していくことが必要かを、とてもわかりやすくお話しいただいた。

不登校への対応は、1990年代には身体症状が現れることから「待つことが大切」と言われていた。しかし、2000年代になると原因が多様化し、待つだけではなく正しいアセスメントに基づく適切な働きかけが重視されるようになった。コロナ禍以降は社会的な認識も変化し、不登校への対応はその子だけの問題ではなく、取り巻く環境を見直し適切な支援や進路選択に繋げることが求められるようになった。近年学校ではケース会議を開いてアセスメントを行い、チームでの対応を行っている。チームの中には学校関係者だけではなく、社会的リソースを活用して福祉、医療機関、SC、SSW等に参加を依頼し、社会全体として支えていく連携体

制が必要だと話された。そうすることでより多面的な理解や支援へとつながり、「困っているのは誰?」「まず誰をエンパワーするのか?」を見極めることができる。支える人を支え、保護者やクラス担任を孤立化させない支援へと連鎖し、結果的には困っている子どもへと還っていく、いい循環が生まれてくると話されていた。

不登校は、その時点で保護者も当事者も不安で苦しい思いをするけれど、「不登校になったら終わり」ではなく「ターニングポイント」として捉え、しんどい時に一緒に進むことができる人となって寄り添うことができるよう、今回の講演を心にとどめておきたいと感じた。

第2日 7月25日(木) 午前 全体会

車椅子女子が考える「ふつう」 ～わたしにできることは立たないこと～

講師：牧野 美保さん（株式会社オリィ研究所）

牧野さんは、幼少期より周囲の温かい環境の中で、できないことも工夫すればできる、テクノロジーで解決することができる、何でも諦めずにチャレンジしてこられた。しかし就職活動という大きな壁に直面し、周りが考える「ふつう」と、自分の「ふつう」の中で葛藤し、現在の活動に至るまでの過程を、明るく快活に語られた。

特に「立たない立ち飲みバル」のお話は非常に印象的だった。「ふつう」という固定観念を壊すために、すべての人が車椅子で過ごす空間を作ることで、車椅子での日常を体験し、それが同じ目線のコミュニケーションにつながっていくこと。これは、「立つことができない」自分だからこそできる活動で、「できない」が価値に変わった瞬間だと熱く語られた。



質疑応答では、育児のため時短勤務をされている方が、「私ができることは、長く仕事場にいないこと」とおっしゃり、この講演は、障がいだけにとどまらず、すべての人々が自分の「できること」と「できないこと」の中で、自分の価値を見出し、やり始めることの大切さを考えさせられる時間となった。

第2日 7月25日(木) 午後 分科会

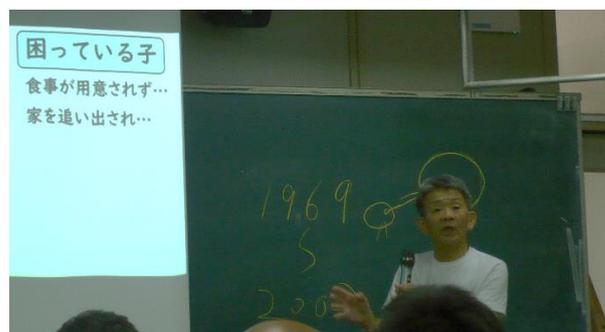
第1工房（部落問題学習）

「教えよう・伝えよう・人権教育 （同和教育で培った我々の宝物を 教育現場に!!）」

講師：細田 哲弘さん
（社会福祉法人リベルタ地域相談員）

細田さんは自分が活動している地域の若い人に「部落の中の人だけでやってもだめだ」と訴えられたことをきっかけに、いろんな人を巻き込んで現在に至っていると話された。それはアライ (ALLY) が増えるこ

ともを意味し、水平社宣言から 102 年経った現在の課題と考えているとのことである。



参加者には周知のことであると前置きをされた上で、同和教育の理念である「子どもの見えていないところの 90%をきちんと見ることが大切であり、それは学校

現場でも同じである」という言葉は、教育に携わるセミナー参加者の仕事への取り組みを振り返る機会となった。

子ども家庭センターとの連携・生徒の家庭の生活保護の申請等は先生の仕事なのかと思っており、子ども食堂の活動や地域とのネットワークがあればそれで補完できるのではという言葉は、先生方の精神的負担を軽減していただける言葉にも聞こえ、励まされた。

質疑応答では、大人になってから大変な思いをすることがないように知ることが大切であり、仲間を増やしていくことが大切であると締めくくられ、教育現場での取り組みの大切さを再認識した。

第2工房（防災と人権）

自助と共助と人権と ～多様な生徒と防災を考える～

報告・実践：府立大手前高等学校 定時制の課程
情報提供：竹内 愛実さん、野村 京美さん
(大阪市立総合生涯学習センター)



府立大手前高等学校定時制の課程では、幅広い年齢層や外国にルーツのある生徒、障がいのある生徒が在籍しており、それに対応した防災教育が行われている。阪神・淡路大震災のデータを基に、「共助」の重要性が強調され、地域とのつながりや信頼関係の構築が学ばれている。具体的な方法として、地域住民との挨拶や地域情報の確認等が提案され、自他の命を尊重し協力する「共助」への意識が高められている。さらに、「自助」

の一環として、持ち運べる「0次防災グッズ」の準備が推奨され、実際の防災グッズの紹介と実演が行われた。これにより、グッズを持っているだけでなく、自分で使用する重要性が確認された。報告後には、「公助の観点」や「情報リテラシー」、「障がいのある生徒の避難」等、防災教育に関する課題についての質問や意見が寄せられ、参加者の関心の高さがうかがえた。

最後に、大阪市立総合生涯学習センターから、6月にリリースされたばかりの「やさしいにほんご」で学べる教材「OSAKA 防災タイムアタック! -やさしいにほんごでBOSAI-」が紹介された。これは、外国にルーツのある生徒も災害用語を理解しやすくするもので、会場では資料の二次元コードで教材を確認する参加者が多く見られた。



第3工房（若手工房）

自己肯定感を育む言葉がけ “ペップトーク”

講師：藤江 正直 さん
(日本ペップトーク普及協会)
報告：府立茨田高等学校

ペップトークは本来、スポーツの場面で行われる短い激励スピーチである。士気を高め、本来持っている力を引き出す。これをコミュニケーションスキルに発展させ、日常生活で活用できるようにしたものが本セミナーの内容である。



ペップトークは、①受容、②承認、③行動、④激励の

4つの段階がある。①相手の状況や感情を受け入れ、②とらえ方を変換し、「ある」ものに意識を向け、③できる行動やしてほしいことを肯定的に伝え、④最後に激励の一言を言う。まず必要なことは、自分を励ますこと。自分が変わるからポジティブな言葉が生まれ、相手を前向きにできるとのことであった。とらえ方の変換や伝え方の例も示されており、短い時間の中で多くの学びがあった。

府立茨田高等学校からは、ペップトークはリフレーミングの技法にも似たところがあることや、実行することで生徒との関係が好転していったことが報告された。

夏休み明けの実践につながることを期待したい。



第4工房（多文化教育）

当事者として支援者として
学校・教職員に求めるもの

講師：黒島 トーマス 友基さん
(特定非営利活動法人とよなかESDネットワーク)



アイデンティティをほとんど問うた事の無い（問う必要を感じない）この社会の中では、自己を問う事は特に重要視されず、むしろ邪魔になるものだろうか？

同調圧力の中では、切実な問題や悩みに対して無表情でスルーしたり、まるで無かったかのような事にする

ることが「やさしさ」であり気のいいマナーでもあるかのような空気が形成される。まるで自身を守るように。幼少期から中高生までの経緯を伺う中で、様々な排除と拒絶に対して受けられた気持ちは、怒りではなく恐怖だったという言葉が印象的であった。何事にも、何にでも必ずいずれかを選ばされ、多数の方があたかも善であり、フツーであると思わされてしまう。自分自身の事をフツーと思って何の疑問を抱かない、...

黒島さんが現在活動されている、児童育成支援拠点事業の中で、家庭と学校と居場所の3つが三角形のカタチにならない家庭が多く、連携も難しい中、こういった協働が可能か？また組織が動いている様にみえて実際は個人での動きであるのが実情ではないのかと感じた。「ちゅうがく米米米」や「ヤキトリはヒヨコからもニワトリからも産まれない話」等の様々な子どもたちの課題に関わるエピソードは、子どもと学校・家庭との間にできたカベやトゲから守るべくまなざしから生まれたものだと感じた。

常識、非常識。フツーというものはかくも難しいもので、...

*「持つ者、持たざる者、支配者、被支配者、強者、弱者、できる者、できない者」この二項対立を超え、突きぬける論理は、この世の中にはないのだろうか。

*「木蓮によせて」李良枝『李良枝全集』（講談社）1993

第5工房（部落問題学習②）

部落問題と「出会う」

～マイノリティ当事者の世界から～

講師：澤井 未緩さん
(関西大学人権問題研究非常勤研究員)

部落問題をめぐる国の施策や、未だに差別が温存されたままであるこの社会のあり方について、ご自身の経験や研究を踏まえながらお話いただいた。様々な文献等をもとにした考察から、澤井さんの研究に対するスタンス、細やかな視点がよくわかる内容だった。

とりわけ部落問題を学ぶ必要性が語られる背景として、そもそも部落差別がこの社会に「ある」という現実や、被差別当事者を囲む私たちを含めた社会全体の問題であるという認識がまだまだ共有されていないという課題があげられた。差別／被差別の関係性は決して

固定的なものではない。自らをわざわざ説明しなくても当然の理解を得られたり、「自分には関係ない」と思えること自体が、マジョリティとしての特権だと認め、自分の中にある差別意識の“種”に対してどれだけ自覚的でいられるかが大切だと気付かされた。

この社会で起こっているあらゆる問題は、対岸の火事ではなく、「あの人たちの問題」でもなく、「わたしたちの問題」である。教職員として、子どもたちにどのような社会で生きていってほしいのか、どうすれば誰もがありのままの自分で差別されずに生きることのできる社会を実現することができるかを問い続け、実践につなげていきたい。



的な方法を示したり環境を工夫したりすることで困難を減らすことができる、というお話等もなされた。それらの学習を通して、生徒たちが「ふつうとは何かを考えるきっかけとなった」等、前向きな受け止めをしてくれたという報告があった。

また、今回の学習に際し、刺激が打撃となって当事者の生徒が傷つくことのないよう、あえて具体的な話を避ける等、生徒たちの受け止めに想像しながら進められたことのお話が両者からあった。具体的な学習方法だけでなく、どのような学習であれ生徒たちの現状を把握し、丁寧に人権学習を進める必要があることを学ぶことができた。



第6工房（障がい者教育）

「障がい」との関わりについて

講師：石原 昂侑さん

（特定非営利活動法人あそーと）

報告：府立成城高等学校 定時制の課程

まず始めに、府立成城高等学校定時制の課程より、生徒の背景や抱える課題を踏まえて人権学習を企画し、「特定非営利活動法人あそーと」の石原さんに人権学習の講師を依頼するまでの流れを説明いただいた。

そして、依頼を受けた石原さんより、当日の人権学習の内容について説明いただいた。学習のねらいを「障がいの捉え方を学び、視野を広げる」、「個人だけでなく、社会も変数（変化させることが可能）であることを伝える」とし、自分が思っている「ふつう」を疑うことや、障がい個人の問題（個人モデル）でなく社会の問題（社会モデル）として考えることの大切さについての話があった。また、生きづらさを抱える生徒たちに「とにかく頑張れ」というのではなく、リーディングトラッカーや視覚で捉えやすいタイマーを利用する等、具体

第7工房（性差別撤廃教育）

トランスジェンダーへの差別から見えてくるも

講師：仲岡 しゅんさん

（うるわ総合法律事務所）

仲岡しゅんさんは、月に数十件の民事事件を担当する傍ら、年間100件を超える講演活動をされている。

【基礎知識】LGBTということばは、性的指向を表すレズビアン・ゲイ・バイセクシュアルと、ジェンダーアイデンティティをあらわすトランスジェンダーがある。性的指向は性の方向性であって、好み（嗜好）ではない。また「ところが〇〇（男性や女性等）だから」

たとえばお風呂やトイレを自由に入れるという誤解がよくあるが、実際には何らかの実態、たとえば周囲との関係性や身体の特徴等が伴っていなければならないとの説明があった。



【トランスジェンダーへのヘイトクライム】X (旧 Twitter) 上でのトランスジェンダーに対するヘイトの内容の投稿の具体例を紹介しながら、それらの内容や主張がどう間違っており、何が問題なのかを、丁寧に1つずつ解きほぐす。事実・実態に基づかないものだが、その多くが拡散され、多数のユーザーから閲覧されている。中には、表面上反差別や女性の権利を掲げているものや、弁護士や大学教員が発信をしているものもあり悪質化している。これらの議論によって矢面に立たされるのは、そもそもその議論にかかわっていない当事者であると仲岡さんは警鐘を鳴らす。

【近年の法令・判例】LGBT理解増進法は、性的指向と性同一性について詳しく書かれた法律である。罰則を定めた法律ではなく理念法に過ぎない。経産省職員のトイレ使用に関する判断については、経産省の裁量権の逸脱が認められたが、これはあくまでこの事例に関する判断である。性同一性障害特例法は、性別変更の5要件のうち「4. 生殖腺要件」が2024年3月に最高裁で違憲判決となった。広島高裁判決については、「5. 外観要件」にかかる申立てがあった事例について性別変更が認められたものである。あくまで、この事例個別の判断であり、高裁判決なので憲法判断でもない。いずれの法律・判例も、トイレ使用や風呂問題についての画一的な判断ではなく、あくまでも個々のケースにおいて実態に応じて判断されることに留意したい。

仲岡さんは講演する際に「生身のふつうに生きている当事者(の姿)を知ってほしい」ということを大切にされている。今回の分科会をふまえ、正確な認識と当事者一人ひとりの姿を大切にされた性差別撤廃教育を展開していきたい。

第8工房 (情報と人権)

**スマートフォンに
支配されない！支配させない！**

講師：森田 裕之さん
(大阪府府民文化部人権局人権擁護課擁護グループ課長補佐)

報告：府立堺東高等学校

森田さんより、インターネット上の誹謗中傷やトラブルの相談窓口「ネットハーモニー」の紹介があった。生徒どうしのLINEトラブルや、誹謗中傷ツイートの削除依頼等、学校現場で起こりうる具体的な問題への対応策が紹介された。質疑応答では、学校に関する口コミへの対応や警察への相談窓口等の質問も飛び交い、ネットトラブルの複雑さを改めて認識させられた。



府立堺東高等学校より、生徒のスマホ依存をテーマにしたワークショップの報告があった。生徒自身がスクリーンタイムを確認し、スマホとの付き合い方を考えるという内容であった。生徒たちが自分のスマホ利用時間を客観的に見つけ、SNSの仕組みや依存症のメカニズムを学ぶことで、スマホとの適切な距離感を探ろうとする姿が印象的であった。生徒たちが、スクリーンタイムの数字に驚きながらも、互いに共感し合いながらワークショップに取り組む様子に、教職員として、生徒たちのスマホとの向き合い方をサポートすることの重要性を改めて痛感した。

今回の分科会は、情報モラル教育の重要性を改めて認識させられる機会であった。特に、生徒自身が主体的に情報モラルについて考え、行動できるようなワークショップの事例は、今後の学校現場での実践に大いに参考になるものであった。教職員どうしが連携し、情報モラル教育の教材や指導方法を共有することで、より効果的な教育を実践できることを確信した。

教頭部会

「合理的配慮」から考える 公教育の公共性

講師：渡邊 充佳さん

(こころ・からだ・くらし相談室ハルジオン)

障害者差別解消法は、国際的なルールにあわせて作られ、合理的配慮の提供をしないことも差別になることから、どこまで対応すればよいのかが課題である。

障がいがあることで苦勞するのではなく、対応されていない環境に苦勞しているのが、制度・慣行・観念を見直す、今ある環境の中で何をどう変えれば合理的配慮になるのかという視点が必要であるとのことであった。



学校は集団生活の場なのでルールは必要となるが、守れない場合には時に指導も必要である。そこで、ルールの中に守ることが難しい要素は含まれていないか考えることが合理的配慮につながる。できる多数派の基準で、できない少数派に何故できないのかと投げ掛けることが、自尊心を傷つけ差別となる。

公教育の目的は多様な子どもたちが平等に学べること、現場だけで努力しても限界がある。個々の子どもが、自分の困っていることを伝える術を身につけるだけでなく、共に学ぶ・共に生きるために、チームで学校全体で子どもの教育の目的を再考することが必要である。

グループ協議では、各校の合理的配慮への取り組みや議論の事例を共有し、保護者・教職員・管理職といった立場別の疑問点・不安点があげられ、専門機関への相談の必要性、大学等の様々な対応、オンライン授業での実技や評価・資格認定の問題、起立性調節障害による個別対応の増加、保護者の障がいに対する認知度合いの問題等、多くの課題が示された。

渡邊さんからは、教職員・保護者双方の観点で考えることが重要であり、合理的配慮の義務化は現場だけで

なく行政にもサポート義務があるので、個々の生徒に十分なサポートが行き届くように行政を動かす必要があるとの助言をいただいた。

今後の活動予定

- 11月 1日 (金) フィールドワーク
- 11月 2日 (土) ヒューマンライツフォーラム2024
- 11月 16日 (土) 第7回HRF生徒実行委員会
- 11月 29日 (金) 第2回オープンセミナー (性差別撤廃教育チーム)
- 12月 13日 (金) 第3回研究部会
- 1月 31日 (金) 第44回 研究集会



府立人研 大阪府立学校人権教育研究会

〒533-0024 大阪市東淀川区柴島 1-7-106
府立柴島高等学校内
(通郵便は「府立人研」とお書きください。)

TEL・FAX 06-6324-3822 (直通)
(お電話の場合は、火曜日をお願いします。)

E-Mail furitsujinken@nifty.com
(お問い合わせは、なるべくメールをご利用ください。)

U R L <http://furitsujinken.in.coocan.jp/>



← 府立人研 HP も
チェックしてくださいね